

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供

令和 6 年 6 月 1 日付けの情報です

- ① 派遣労働者の数 107人
- ② 派遣先事業所数 17社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 17,273円
- ④ 労働者派遣の賃金の額の平均額 11,517円
- ⑤ マージン率 33.3%

※マージン率には会社が負担する社会保険費用(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険など)の他、有給消化に関する費用、各種手当(通勤手当、皆勤手当など)および管理費などが含まれています。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練種別 | 対象となる派遣労働者 | 訓練方法 | 訓練の費用負担 | 賃金支給 |
|-----------|------------|--------|---------|------|
| 入職時基礎研修Ⅰ | 入職時 | OFF-JT | 無 | 有 |
| 入職時基礎研修Ⅱ | 入職時 | OFF-JT | 無 | 有 |
| トレーナー育成教育 | 在籍中 | OFF-JT | 無 | 有 |
| リーダー育成教育 | 在籍中 | OFF-JT | 無 | 有 |

キャリアコンサルティング相談窓口および連絡先

管理部長 齋藤 貴元
連絡先 059-333-8001

- ⑦ その他、労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)
派遣先により送迎バス有り、会社寮有り

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

協定していない

協定を締結している(17社中15社)

派遣先均等均衡待遇方式を採用している派遣先が有る(17社中2社)

- ・協定対象者の範囲 労使協定方式を締結している派遣先で就業する全派遣労働者
- ・協定の有効期間の終期 令和7年3月31日

株式会社ニッケンエンジニアリングサービス
許可番号 派 24-300235